

報告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

新居浜市長 石川勝行

損害賠償の額の決定について

(写)

処 分 書

専 決 第 4 号

損害賠償の額の決定について

小学校の授業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月30日

新居浜市長 石川勝行

1 損害賠償の額 7万4,669円

2 損害賠償の相手方 (省略)

3 事故の概要

令和5年10月11日午前7時40分頃、国領川緑地右岸の城下橋北側多目的広場（郷五丁目乙12番2地先）において、児童がソフトボール投げの練習をしていた際、投げたボールが駐車中の普通自動車に当たり、車両を損傷させた。